

三井鉱山株式会社株式の売却方針の決定について

平成 17 年 12 月 16 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者の株式の売却方針を決定しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

三井鉱山株式会社

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 15 年 10 月 31 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。同年 12 月 10 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行い、平成 16 年 2 月には減増資が実行されました。

その後、機構は対象事業者の事業再生を進め、平成 17 年 3 月には、スポンサー 3 社（大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社、新日本製鐵株式会社、住友商事株式会社）に機構保有株式の一部譲渡を行い、スポンサー 3 社とともに対象事業者の事業再生をサポートしてきましたが、今般、その再生に一定の目処が立ったことから、残る機構保有株式の全てを売却することとしました。今後、機構は株式市場の動向等を勘案しつつ、合理的な方法により、相当期間内に機構保有株式の全てを売却していく方針です。

3. 出資額等

機構は、当初、対象事業者に対し額面合計 200 億円（対普通株式 100 億円、対 A 種優先株式 100 億円）の債権の現物出資（DES）により、発行済株式数の 52%（議決権割合の 52%）に当たる普通株式及び A 種優先株式の全てを取得していました。

このうち、平成 17 年 3 月に発行済株式数の 33%（議決権割合の 33%）に当たる普通株式（当初出資額 63 億円相当）及び A 種優先株式の全てを譲渡しました。今般、機構に残る全ての普通株式（当初出資額 37 億円相当、議決割合の 19%*）についての売却を行う予定です。

* 機構の議決権割合 19%の標記は、本年 12 月 2 日のスポンサー 3 社による優先株式の普通株式への転換前の数字であり、転換後の現状では約 13%となっております。

4. 主務大臣の意見
意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437